○湯沢学園 SNS 運用ポリシー

令和８年８月２５日制定

第１　趣旨

本ポリシーは、湯沢学園 SNS（Instagram,facebook）ページ （以下、「本 SNS」という。）を運用するに当たっての、基本原則について定めるものである。

第２　運用するソーシャルメディアの種類

Instagram,facebook（以下、「本 SNS」という。）

第３　SNS による情報発信の目的

SNS を活用した情報発信により、湯沢町立湯沢小学校及び湯沢町立湯沢中学校の在校生、保護者、地域住民等と、湯沢学園の様々な活動を共有し、学校・保護者・地域が一体となって子どもたちの成長を支える「オール湯沢での子育て」を推進するとともに、地域学校協働活動を促進することを主目的とする。また、湯沢学園の児童・生徒による学習成果の発表等に活用することも目的とする。

第４　アカウントと管理者

１　アカウント名　「 湯沢町立湯沢学園【公式】 」

２　URL　Facebook　https://www.instagram.com/yuzawa_gakuen/

Instagram　https://www.facebook.com/yuzawagakuenofficial/

３　連絡先情報

（１）電話番号　025-784-2211

（２）メールアドレス　kyouiku@town.yuzawa.lg.jp

４　管理者（分掌等）　湯沢町教育委員会

第５　運用方法

１　情報の発信（発案）

全ての教職員、地域学校協働活動推進員及び児童生徒会が記事を作成することができる。

２　記事の決裁と投稿

記事の内容については、湯沢町立湯沢小学校又は湯沢町立湯沢中学校の管理職又は管理者が決裁し、地域学校協働活動推進員が投稿する。

３　投稿内容事例

（１）教育活動及び教育内容の紹介

（２）学校行事等の案内

（３）地域学校協働活動の周知

（４）学園便り等の紹介

（５）湯沢学園公式ホームページ（https://www.yuzawa.ed.jp）上の日々の様子の投稿の引用、紹介

４　本SNSのコメント機能については、使用しない。

第６　児童・生徒の容ぼうを含む写真・動画の取扱い

１　利用目的：児童・生徒の容ぼうを含む写真・動画は、湯沢学園の活動及び湯沢学園の地域学校協働活動を紹介する目的で、本SNSの投稿に利用する。

２　写真・動画の肖像権や投稿については、湯沢学園入学当初に、本校規定の様式を用いて、保護者又は児童・生徒本人の許可を得る。

３　本SNSに投稿する際には、児童・生徒のプライバシーと安全に配慮し、原則として個人が特定されにくい方法で撮影（後ろ姿、遠景、集団での活動風景等）又は加工された写真・動画を使用する。

４　個人が容易に特定できる児童・生徒の写真・動画(顔が明瞭に写っているもの等)は、事前に保護者又は本人の個別の許可を得た場合でない限り使用しない。

第７　トラブルへの対応等

１　トラブルの防止のため、

（１）閲覧者からの意見に対しては、冷静かつ誠実に対応する。

（２）誤りは直ちに認め、訂正する。

（３）閲覧者の投稿を引用することや、第三者が管理又は運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性もあるので、慎重に行う。

（４）なりすましでないことを証明するため、湯沢学園の公式ホームページ（https://www.yuzawa.ed.jp）上に、利用する本SNSのアカウント名を記載し、湯沢学園の公式ソーシャルメディアである旨を明示する。また、本SNSのアカウントのプロフィール欄などに、湯沢学園の公式ホームページのURLを記載する。

２　なりすましが発生した場合、

（１）当該SNSの管理者に削除依頼を行い、湯沢学園公式ホームページ上で周知する。

（２）必要に応じ、報道機関に資料提供などを行い、なりすましが存在することの注意喚起をする。

第８ 注意事項

１　湯沢町及び湯沢学園は、本SNSに掲載された情報の正確性、有用性に対して必ずしも保証を与えるものではない。公式な発表については、本校公式ホームページ等で情報発信するものとする。

２　湯沢町及び湯沢学園は、本 SNS に含まれる情報もしくは内容を利用することで直接、間接的に生じた損失について一切の責任を負わない。

３　湯沢町及び湯沢学園は、本 SNS に関わる閲覧者間のトラブルまたは閲覧者と第三者との間のトラブルによって生じた損害について一切の責任を負わない。

４　本 SNS への投稿に当たり、投稿を行う担当者はコンテンツの著作権や、その他の権利の帰属について十分留意したうえで投稿する。

５　本 SNS に投稿したコンテンツの著作権やその他の権利は、湯沢町教育委員会が認める権利者に帰属する。

第９　投稿における禁止事項及び削除の基準

本 SNS へ投稿の際は、以下について留意すること。万が一以下の事項に該当する内容の投稿があったと認められた場合は、管理者が投稿を削除することができる。

１　業務上知り得た秘密に関する内容

２　特定の個人、企業、団体、国、地域を誹謗中傷する内容

３　基本的人権、プライバシー権、著作権等、第三者の権利を侵害する内容

４　犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容

５　わいせつ、暴力的な表現など公序良俗に反する内容

６　特定の立場に立った政治活動、選挙活動、宗教活動

７　その他本 SNS として不適切な内容

第 10　その他

本 SNS の詳細設定については、湯沢町教育委員会の許可を得た後に変更できるものとする。

附 則

（施行日）本ポリシーは、令和８年８月２５日から施行する。

参考資料

文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和７年３月版）

９．５．ソーシャルメディアサービスの利用

【趣旨】

住民への情報提供など、ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、約款による外部サービスを利用することが多くなるが、なりすましやサービス停止のおそれがあるため、ソーシャルメディアサービスによる情報発信時の対策を講じる必要がある。

なお、データの保存を伴う場合には９．１．SaaS型パブリッククラウドサービスの利用における情報セキュリティ対策及び９．２．SaaS型パブリッククラウド事業者のサービス提供に係るポリシー等に関する事項で想定する個別契約締結型サービスの検討を行うこと。

【例文】

（１）教育情報システム管理者は、教育委員会又は学校が管理するアカウントでソーシャルメディアサービスを利用する場合、情報セキュリティ対策に関する次の事項を含めたソーシャルメディアサービス運用手順を定めなければならない。

① 本市のアカウントによる情報発信が、実際の本市のものであることを明らかにするために、本市の自己管理ウェブサイトに当該情報を掲載して参照可能とするとともに、当該アカウントの自由記述欄等にアカウントの運用組織を明示する等の方法でなりすまし対策を行うこと。

② パスワードや認証のためのコード等の認証情報及びこれを記録した媒体（ICカード等）等を適切に管理するなどの方法で、不正アクセス対策を行うこと

（２）重要性分類Ⅲ以上の情報はソーシャルメディアサービスで発信してはならない。

（３）利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定めなければならない。

（解説）

インターネット上における、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイト等のソーシャルメディアサービスは、積極的な広報活動等に利用することができるが、外部サービスを利用せざるを得ず、第三者によるなりすましやアカウントの乗っ取り、予告なしでサービスが停止するといった事態が発生する可能性がある。そのため、利用に当たっては、ソーシャルメディアサービスの運用ポリシーや運用手順を定め、ルールに沿った利用を行うことが求められる。具体的には次の事項が考えられる。

① なりすまし対策

- 教育委員会又は学校で管理しているウェブサイト内において、利用するソーシャルメディアサービスのサービス名と当該アカウントページへのハイパーリンクを明記するページを設ける。
- 運用しているソーシャルメディアサービスの自由記述欄において、庁内ウェブサイト上のページのURLを記載する。
- ソーシャルメディアサービスの提供事業者が、「認証アカウント（公式アカウント）」と呼ばれるアカウントの発行を行っている場合は、これを利用する。

② アカウント乗っ取り対策

- パスワードを適切に管理する。
- 二段階認証やワンタイムパスワード等、アカウント認証の強化策が提供されている場合は、可能な限り利用する。
- ソーシャルメディアサービスへのログインに利用する端末が不正アクセスや盗難されないよう、最新のセキュリティパッチや不正プログラム対策ソフトウェアの導入、端末管理等のセキュリティ対策を行う。

③ サービスが終了・停止した場合の対応

- あらかじめ発信した情報のバックアップを教育委員会又は学校に保管しておく等、スムーズに別のサービスへの移行が行えるよう適切な準備をしておく。